# 平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

# 目 次

| 招集告示       | ······································          |
|------------|---|
| 会 期        | ······································          |
| 応招議員・不応招議員 | <u> </u>  |
| 6月28日(金)   | ○議事日程   |
|            | ○出席議員・欠席議員4                                     |
|            | 〇説明のための出席者 ···································· |
|            | ○事務局職員出席者4                                      |
|            | ○開会及び開議の宣告                                      |
|            | ○議長のあいさつ  |
|            | ○管理者のあいさつ                                       |
|            | ○仮議席の指定6  |
|            | ○議事日程の報告6                                       |
|            | ○日程第1、議席の指定6                                    |
|            | ○日程第2、会議録署名議員の指名6                               |
|            | ○日程第3、会期の決定                                     |
|            | ○日程第4、諸報告 7                                     |
|            | ○日程第5、副議長の選挙8                                   |
|            | ○副議長就任のあいさつ9                                    |
|            | ○日程第6、委託協定の締結について(議案第8号)9                       |
|            | ○日程第7、埼玉県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について (議案第            |
|            | 9号)14   |
|            | ○日程第8、一般質問                                      |
|            | ○議長のあいさつ  |
|            | ○管理者のあいさつ                                       |
|            | ○閉会の宣告  |

### ○招集告示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第12号

平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成14年5月31日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊利 仁

記

- 1 期 日 平成14年6月28日
- 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

#### ○会 期

平成14年6月28日 1日間

## ○応招・不応招議員

### 応招議員(14名)

| 1番  | 森 | 田 | 正   | 男 | 君 | 2番  | 山   | 中 | 基 | 充 | 君 |
|-----|---|---|-----|---|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 3番  | 田 | 原 | 教   | 善 | 君 | 4番  | 高   | 沢 | 良 | 夫 | 君 |
| 5番  | 吉 | 岡 | 修   | 二 | 君 | 6番  | 大 曽 | 根 | 英 | 明 | 君 |
| 7番  | 塘 | 永 | 真 理 | 人 | 君 | 8番  | 松   | 村 | 和 | 子 | 君 |
| 9番  | 井 | 上 | 勝   | 司 | 君 | 10番 | 西   | 村 | 武 | 次 | 君 |
| 11番 | 中 | 島 | 常   | 吉 | 君 | 12番 | 榊   | 原 | 京 | 子 | 君 |
| 13番 | 高 | 橋 | 信   | 次 | 君 | 14番 | 藤   | 原 | 建 | 志 | 君 |

不応招議員(なし)

### 平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

#### ○議事日程(第1号) 平成14年6月28日

- 日程第1、議席の指定について
- 日程第2、会議録署名議員の指名について
- 日程第3、会期の決定について
- 日程第4、諸報告
  - (1)議員の辞職許可及び補欠選挙の結果について
  - (2)繰越明許費に係る繰越計算書について(報告第1号)
  - (3)専決処分の報告について(報告第2号)
  - (4)現金出納検査の結果について(監査報告第2号)
  - (5)議事説明者について
- 日程第5、副議長の選挙について
- 日程第6、委託協定の締結について(議案第8号)
- 日程第7、埼玉県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について(議案第9号)
- 日程第8、一般質問

### 午前10時開会

### 出席議員(14名)

| 1番  | 森 | 田 | 正   | 男        | 君 | 2番  | 山   | 中 | 基 | 充 | 君 |
|-----|---|---|-----|----------|---|-----|-----|---|---|---|---|
| 3番  | 田 | 原 | 教   | 善        | 君 | 4番  | 高   | 沢 | 良 | 夫 | 君 |
| 5番  | 吉 | 岡 | 修   | $\equiv$ | 君 | 6番  | 大 曽 | 根 | 英 | 明 | 君 |
| 7番  | 塘 | 永 | 真 理 | 人        | 君 | 8番  | 松   | 村 | 和 | 子 | 君 |
| 9番  | 井 | 上 | 勝   | 司        | 君 | 10番 | 西   | 村 | 武 | 次 | 君 |
| 11番 | 中 | 島 | 常   | 吉        | 君 | 12番 | 榊   | 原 | 京 | 子 | 君 |
| 13番 | 高 | 橋 | 信   | 次        | 君 | 14番 | 藤   | 原 | 建 | 志 | 君 |

### 欠席議員 (なし)

### 説明のための出席者

| 管 理 者 | 伊 | 利 |   | 仁 | 君 | 副管理者                | 品 | JII | 義 | 雄 | 君 |
|-------|---|---|---|---|---|---------------------|---|-----|---|---|---|
| 収 入 役 | 池 | 畑 | 勝 | _ | 君 | 監査委員                | 菅 | 沼   | 明 | 之 | 君 |
| 事務局長  | 吉 | 田 | 勝 | 己 | 君 | 事務局次長               | 柳 | 沢   |   | 弘 | 君 |
| 事務局次長 | 山 | 﨑 | 邦 | 治 | 君 | 事務局次長<br>兼建設課長      | 中 | 河   |   | 渡 | 君 |
| 総務課長  | 金 | 子 | 久 | 夫 | 君 | 業務課長                | 浅 | 見   | 邦 | 男 | 君 |
| 管理課長  | 杉 | 田 | 泰 | 明 | 君 | 水 処 理<br>センタ<br>所 長 | 吉 | 田   | 文 | 夫 | 君 |

### 事務局職員出席者

| 書 | 記 | 岡   | 安 | 文 | 雄 | 書 | 記 | 高 | 山 | 淳 |
|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 書 | 記 | 宇 津 | 未 | 優 | 明 |   |   |   |   |   |

#### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高沢良夫君) 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長のあいさつ

○議長(高沢良夫君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日は、委託協定の締結についてのほか、重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただいて、本日の定例会が無事終了できますことを心からお願い申し上げまして、簡単ではありますが、ごあいさつといたします。

#### ◎管理者のあいさつ

- ○議長(高沢良夫君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。 伊利管理者。
- ○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日は、ここに平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご健勝にて全員の方のご出席を賜り、各種重要案件のご審議をいただきますことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、先般の構成市における補欠選挙におきまして、新たに本組合議会議員となられました議員各位におかれましては、今後のご指導をよろしくお願い申し上げるところであります。

さて、本年度も第1・四半期を終えようとしておりますが、各種下水道事業の推進に引き続き努力をしてまいる所存であります。また、本年度は庁舎の維持管理事業として庁舎耐震補強工事を発注し、本年度完成に向け進めているところでありますので、議員各位並びに関係の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日ご提案申し上げます議案は、大谷川都市下水路工事等の委託協定の締結についてのほか1件。いずれも重要案件でございます。何とぞ、慎重ご審議の上、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

#### ◎仮議席の指定

○議長(高沢良夫君) この際、議事進行上、去る4月18日坂戸市議会臨時会並びに6月4日鶴ヶ島市議会 定例会において選出されました議員諸君の仮議席を指定いたします。

**─** ♦ −

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

### 

#### ◎議事日程の報告

- ○議長(高沢良夫君) 書記をして、本日の議事日程を朗読させます。 高山書記。
- ○書記(高山 淳君) (議事日程朗読)

### **─** ♦ −

### ◎議席の指定

○議長(高沢良夫君) ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

坂戸市及び鶴ヶ島市議会による下水道組合議会議員の選出に伴い、新たに下水道組合議会議員となられました議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、議長において

5番 吉岡修二議員

6番 大曽根 英 明 議員

と指定いたします。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(高沢良夫君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

14番 藤 原 建 志 議員

1番 森田正男議員

を指名いたします。



#### ◎会期の決定

○議長(高沢良夫君) 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○議長(高沢良夫君) ご異議なしと認めます。

よって、平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

#### - 💠 -

#### ◎諸報告

○議長(高沢良夫君) 日程第4、諸報告をいたします。

去る平成14年4月18日付で、山田吉徳議員、平成14年5月29日付で長井昭夫議員より、会議規則第73条 第1項の規定に基づき、議員辞職願が提出されました。地方自治法第126条の規定により同日付をもって 許可いたしましたので、会議規則第73条第2項の規定により報告いたします。

なお、辞職に伴い、組合規約第7条の規定により補欠選挙の結果、4月18日付で吉岡修二議員、6月4日付で大曽根英明議員が選出されました。

以上申し上げました方には、規約第6条第2項の規定により、前任者の残任期間をご活躍いただくわけでございますが、よろしくお願いいたします。

次に、管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、管理者から専決処分について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了 承願います。

次に、監査委員から、平成14年2月、3月及び4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、 写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長(高沢良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎副議長の選挙

○議長(高沢良夫君) 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(高沢良夫君) ただいまの出席議員は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○議長(高沢良夫君) ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長(高沢良夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(高沢良夫君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼 に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

高山書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○議長(高沢良夫君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

1番、森田正男議員及び14番、藤原建志議員に立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

〔立会人立ち会いの上開票〕

○議長(高沢良夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 吉岡 修二議員 9票

田原 教善議員 3票

塘永真理人議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、吉岡修二議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(高沢良夫君) ただいま副議長に当選されました吉岡修二議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

#### $\Diamond$

#### ◎副議長就任のあいさつ

- ○議長(高沢良夫君) 5番、吉岡修二議員、ごあいさつをお願いいたします。
- ○5番(吉岡修二君) ただいま皆様方の温かい真心をいただきまして、副議長の大任を拝しました。 もとより力はございませんが、議長を補佐し、また皆様方のご協力、ご指導を得ながら職務を全うして きたいというふうに思っています。よろしくお願い申し上げます。

#### 

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高沢良夫君) 日程第6、委託協定の締結について、議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**管理者(伊利 仁君)** ただいま議題となっております議案第8号 委託協定の締結について、提案の理由を申し上げます。

鶴ヶ島市大字五味ヶ谷及び上広谷地内における大谷川都市下水路の築造に際しまして、一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)と競合する箇所について、その整合を図るべく国土交通省関東地方整備局へ 工事を委託するものであります。

委託協定の内容につきましては、委託延長は1,071メートルで、積ブロックの水路と、さらに県道等の 横断箇所にはボックスカルバートを布設する等の工事内容を目的としたものであります。

なお、委託期間は平成14年度から平成16年度までの3カ年で、協定金額は6億円であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようにお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(高沢良夫君) これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番(松村和子君) 8番、松村和子。議案第8号の委託協定の締結につきまして、質疑を行います。

まず最初に、今回のこの五味ヶ谷、上広谷地内の延長1,071メートルの委託協定で6億円に対する国の補助金、補助率などについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

次に、最近国の補助金つきのこうした事業は鶴ヶ島でも公園なども国の事業団みたいなのに委託とか、いろんなかえって逆の委託がされますけれども、こうしたところに委託するに当たっても監理、下請、いわゆる当組合の監理やその下請に対するチェックなどもきちっとやっていく必要があると。いろんなもう今問題も起きていますので、その観点からどのように行うのかということが一つ。

また、今回の工事に当たりまして、今現在既に圏央道も工事が始まっているわけですが、市民に対する 交通面での安全とか近隣の指導、そういうものについてはどのようになされているのかということが一つ。

あと、環境面で今回の一部ボックスカルバート、これは新川越一坂戸一毛呂山線と、それから川越一坂戸一毛呂山線ですか、こういうところの接点、市道219号線の接点もやむを得ないと思うのですが、ほかの部分についてはほかの工法で今ご説明がありましたけれども、やはり環境を守っていくという観点から、この地域の下水道をどのように築造していくかということも一つの市民的な要求になっておりますので、どういうふうな形になっていくようになるのかということについてお尋ねしたいと思います。

あと、協定の期間は定められているのでしょうか。ちょっとこれ見たところではいつまでとか、協定の期間というのがありませんので、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

- ○議長(高沢良夫君) 中河事務局次長。
- ○事務局次長(中河 渡君) お答えを申し上げます。

まず、財源構成でございますけれども、国費につきましては10分の4ということでございます。その国費を除いた額の50%が起債ということになっておりまして、その半分が一般財源というような構成になっております。

次に、監理、下請関係でございますけれども、これにつきましては国土交通省関東地方整備局と十分協議をし、徹底を図っていきたいと。下請に関しては、いろいろ協議をしてまいりたいというふうに考えております。

また、市民、安全、近隣の指導ということでございますけれども、これにつきましても工事受注者側に対しまして、遺憾のないような指導をしてまいりたいというふうに思います。

また、積ブロック関係でございますけれども、環境を守る点ということでございますけれども、この点につきましては従来どおりの積ブロックをやっていくということで、計画をされているところでございます。

期間につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、平成14年度から平成16年度の3カ年という ことになっております。

以上でございます。

○議長(高沢良夫君) 8番、松村和子議員。

○8番(松村和子君) 8番、松村でございます。再質疑を行います。

国の補助金10分の4と、残りは当市の10分の6が起債と、それから一般財源ということで、結果的には当市の起債になるのではないかと。両市の下水道組合の起債になるのではないかということから見ますと、この補助金をつけた事業というものについて国の事業、私いろいろな事件がありまして、チェックしますと結構四請けぐらい入りまして、最終的には当いわゆる管内の業者が請け負うときには、非常に少ない金額で請け負う率というのが今までの事件の発生を見ますと結構あるわけです。やはり、何次請けというのが今禁止されるというか、チェックしろという指導が来ていて、もちろんこの国の方のものでございますけれども、国が結構やっているのです。私の扱った事件も幾つかあるのです、そういう事件が。だから、そういう点もきちっとやっぱり下請にするにしても二次請け、三次請けというのではなくて、やっぱり一次くらいで地元の業者が本当にこうした面でも参加できるような地方の仕事なので、努力をお願いしたいというふうに思いますので、この点についてご答弁をいただいておきたいというふうに思います。

安全面についての指導というのは、一程度この発注者が下請に、元請に対して、その責任管理をやると は思いますが、実際に工事が始まってからもパトロールをお願いしたいと思いますが、この辺の点につい てもお尋ねしておきたいと思います。

また、環境の面では積ブロックとは言われましたけれども、今木を植える面積があるのかとか、しょっちゅう言われるわけです。こうした何もない地域の唯一の大谷川、飯盛川、下水路が川になっているわけなのです。そういう中で、今後の環境を守るということは非常に大事なことになっておりますので、工法も含めましてもう少し詳しいこの点は、これから今後詰めると思いますが、構想についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

また、協定期間、協定金額につきましては大枠で定めてあるとは思いますけれども、これを超えて拡大したりとか、あるいは平成16年度までに上がらないということがあった場合は、普通ですと、いろいろ指摘をしていかなければならないわけなのですが、今回はそういう点は大丈夫なのでしょうか。

以上です。

- ○議長(高沢良夫君) 中河事務局次長、答弁。
- ○事務局次長(中河 渡君) 今、下請の関係でお話がございますけれども、国におきましても入札契約に係る情報の公表、あるいは施行体制の適正化、あるいは不正行為に対する措置等のこういう基準等を得てやっていくということでございますので、そこら辺につきましては十分適正にやっていただけるというふうに考えております。

また、請負率等につきます差額関係でございますけれども、これらにつきましては各年度の契約を行いまして、その金額の確定を図り、精算をしていくというようなことでなっております。

また、植樹等の関係でございますけれども、面積的には議案の資料を見ていただきたいと思いますけれども、圏央道の右側に都市下水路の積ブロック、その右側に側道ということで、その木を植えるような面積は確保していないというようなところでございます。

また、6億円につきましてはあくまでも3月の定例議会でご議決をいただきました概算額ということでございますので、これが多くなるということにつきましては議会の議決対象ということになりますので、その時点におきましては議会の方に提案をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(高沢良夫君) ほかに質疑はありませんか。

3番、田原教善議員。

○3番(田原教善君) 3番、田原教善です。

ただいま議題となっております議案第8号のこの工事の委託に関連した大谷川都市下水路、つながっているわけですが、国の方に、国土交通省に委託される工事が始まる前に、私は昨年一般質問をいたしましたけれども、大谷川の都市下水路、この資料の地図で見ますと右側、青の部分、ここを先にやらなければならないわけです。この下水路を開渠でブロック積みの方法だというふうに予定はなっているのですけれども、今後こういうものは新しい環境に優しいやり方を考えていくと、検討するというふうに答弁をされているのですが、具体的にはきょうまでにどういう検討をされたのでしょうか、お尋ねします。

- ○議長(高沢良夫君) 中河事務局次長、答弁。
- ○事務局次長(中河 渡君) お答えを申し上げます。

さきの3月定例議会で、今おっしゃったようなことで検討をするというようなことでございました。それをもとに県の方へ再三協議をいたしましたところ、上下流の整合性、あるいは公園等とのネットワーク、こういうものを含めた考え方であれば、ある意味では受けられるというような結果でございますけれども、今回上下流を考えたときに、その整合が図れないということで積ブロックで行うというような形で考えております。

以上でございます。

- ○議長(高沢良夫君) 3番、田原教善議員。
- ○3番(田原教善君) 非常に残念な、その後ろ向きの答えを今いただいたわけですけれども、21世型の工事をこれからやらなくてはいけないわけですから、やはり強く要望しますけれども、もう少し知恵を出して、工夫をして、これから人がここを歩いたりなんか、見て通るわけですから、なるほど坂戸、鶴ヶ島下水道組合はいい工事をやったのだなというようによそから見学されるぐらいのものをつくってもらいたいと強く要望して、終わります。
- ○議長(高沢良夫君) ほかに。

11番、中島常吉議員。

○11番(中島常吉君) 3点ほど質問させていただきます。

今回の都市下水路の工事の施行委託協定の問題でありますけれども、1点目は財源の問題であります。 先ほど、財源につきましては大方地元でということで、負担割合等もご答弁にありましたので了解いたしましたが、本件につきましては国の高規格道路の建設に伴う関連事業でもありますので、この財源のうちで特に工事費について国土交通省から一般のこの下水路工事に関連の補助金以外に特別な工事についての応分の負担があるのかないのか、その点をお尋ねいたします。財源の問題です。

2番目のことです。3年間の債務負担行為でこの事業が行われる協定でありますけれども、実際に工事を実施してみまして、その結果の精算については、年度ごとの実績が出てくると思いますけれども、この精算関係はどのように行われてくるのか、その点を第2点として質問させていただきます。

第3点目の質問でありますけれども、本協定のうちで特にボックスカルバートの分であります。185.65メ

ートルのボックスカルバートにつきまして、上部工が特に6メートルで将来は道路にも生かしていくという点を承っておりますけれども、上部工のスパンが非常に広い、長い、こういうことであります。道路に生かすために上部工の厚さが約40センチということで、それは道路の使用上は非常にいいわけでありますが、逆にボックスカルバートの重力の関係で6メートルのスパンですと、途中に支持杭だとか、あるいは支持の柱とか、そういうものがないと強度に心配するわけであります。そういう点について、この上部工の長い年月の間の沈下、劣化等の心配があるわけでありますけれども、これが強度が得られるのか、また沈下するおそれはないか、その点について3点目としてお伺いいたします。

- ○議長(高沢良夫君) 中河事務局次長、答弁。
- ○事務局次長(中河 渡君) お答えを申し上げます。

まず、3年間の委託協定、精算関係でございますけれども、これにつきましては各年度実施設計をし、 額の確定を図り、精算をしていくということを3年間繰り返して行います。また、全体的には全体協定に よりまして精算というような形で考えております。

ボックスカルバートの関係の支持力でございますけれども、これにつきましては地耐力の計算によりまして支持力は必要ないという判断で、強度的には問題ないということでございます。

次に、応分の負担ということでございますけれども、これにつきましては再三国と交渉いたしましたけれども、都市下水路そのものが計画上あるということから、国の事業がここに来なくても本来はその都市下水路の整備をする必要があるということからいきますと、国の方といたしましてはその水路に影響のないような構造にして排水を考えていくということで、基本的な考え方を示されたところでございます。しかしながら、委託することによりまして仮設工事、あるいは残土等の処分、こういうものがそれぞれの事業主体で応分の負担として出てまいりますので、そこら辺の部分が応分の負担と考えられます。

以上でございます。

- ○議長(高沢良夫君) 11番、中島常吉議員。
- ○11番(中島常吉君) 精算につきましては、年度ごと、そして最終的な精算というふうにお伺いしたわけ でございますが、それでよろしいのでしょうか。

今の地方自治法あるいは制度上3年間の継続事業と、実際に国庫補助金であるとか、起債だとかいうものは年度ごとということがあります。そういう中で精算をしていくと思いますので、この精算については施行途中でも連絡を緊密にして、できるだけ最少の経費で最大の効果が上がるような連絡を密にした適正な精算事務が行われるように希望いたします。

このボックスカルバートの上部工の強度につきまして、この設計で問題ないということであります。再 三念を押してどうかと思いますけれども、将来にわたることでありますから、十分技術的にも研究を落と さないで進めていただくように要望いたします。

それから、国の応分の負担でありますけれども、原則的にはだめだという、困難であるということであります。

なお、これは国の高規格の道路の関連でもありますので、できるだけ要望として国にそういう点についてもたびたび要望を続けるという姿勢を希望いたします。

以上です。

- ○議長(高沢良夫君) 13番、高橋信次議員。
- ○13番(高橋信次君) この議案第8号の協定区間、1,071メートルの中には東武東上線があるわけですが、 この東武東上線の方の関係はどのようになるのか。あと工事内容、お知らせいただきたいと思います。
- ○議長(高沢良夫君) 中河事務局次長、答弁。
- ○事務局次長(中河 渡君) お答え申し上げます。

この議案、1,071メートルの中には東武鉄道敷、線下につきましては含まれておりません。これにつきましては32メートルございます。工事内容につきましては今後協議をし、詰めていきたいと思います。今度の9月定例議会において、同じく委託協定の議案を提案させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○13番(高橋信次君) 工事内容とか委託金額、その辺もまだ未定ですか。
- ○議長(高沢良夫君) 中河事務局次長、答弁。
- ○事務局次長(中河 渡君) お答えを申し上げます。

額につきましては、やはりさきの3月定例議会におきまして、債務負担行為によりまして6億円という形で概算額ということで提案しているところでございます。

工事内容につきましては、今後また詰めていきたいというふうに考えております。 以上でございます。

- ○13番(高橋信次君) 了解。
- ○議長(高沢良夫君) ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) 以上で、委託協定の締結についての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(高沢良夫君) 日程第7、埼玉県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、議案第9号を

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**管理者(伊利 仁君)** ただいま議題となっております議案第9号 埼玉県市町村職員退職手当組合規約 の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

退職手当支給条例の一部改正に伴う対象職員の変更、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する退職派遣者に対する一般負担金の徴収にかかる規定の整備、大里村の町制施行、加須市ほか1市3町食肉センター組合の解散による脱退に伴い、当該組合の規約の一部変更について協議を行う必要が生じましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようにお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(高沢良夫君) これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長(高沢良夫君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎一般質問

○議長(高沢良夫君) 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番(山中基充君) 2番、山中基充でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、6月議会におきます私の一般質問を行わせていた だきます。

まず1として、よくある質問についてと題して質問させていただきます。議員活動をしている中で、下 水道に伴う市民からの市民相談、または質問を受けることがございます。それぞれ私のわかる範囲でお答 えをしていますけれども、その代表的なことについて確認も込めまして質問させていただいて、さらにそれに対する対処としての提案をさせていただきます。

- まず(1)として、鶴ヶ島市の藤金区画整理地内と隣接する、ここはいわゆる逆線引きにあって、調整 区域に戻されているところでありますけれども、その新興住宅街に新たに入ってこられた方に今は合併浄 化槽になっている地域のにおいが気になる、この方は東京から来られて下水道を完備されたところから来 られているわけでございまして、そういった質問がありました。下水道はいつ来るのでしょうか。
- (2)、鶴ヶ島市上広谷の方、都市下水路、こちらだと大谷川になりますけれども、においが気になります。どうにかなりませんか。下水路の掃除はどういった割合で来るのでしょうか。
- (3)、鶴ヶ島市鶴ケ丘の方、こちらは開渠でコンクリが敷かれてある水路でありますけれども、その方からユスリカがひどくて洗濯も干せません、どうにかなりませんでしょうか。ふたがけはできないのでしょうかというような質問がございました。そのおのおのについて組合としてのお答えをいただきたいと思います。

おのおの議員としてお答えをさせていただいておりますけれども、特に最近越してこられた方から、インターネットで調べたけれども、載っていないという指摘がございました。こちらに鶴ヶ島市に越してこられた方にとっても、まず調べるとしたら市のホームページ、そこには当然一部事務組合でございますから、下水道関係のことは載っていない。それでさまざまな方法で調べたけれども載っていないので、私のところに質問が来たという経緯でありますけれども、特に一部事務組合の存在も、あと行政間のいわゆる縦割りと言われているその仕組みもわからない方にはわかりづらい事柄ではないでしょうか。

(4) として、企業のホームページには必ずある「よくあるQ&A」のコーナーのようなものの設置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、大きな2番目の質問、事業別予算書について伺います。事業別予算と言いますと、本来であれば事業別会計と称されるものでありますけれども、予算があって初めて決算がございますので、今各市町村、先駆的に始められているところがございます。基本的には、事業別会計ですけれども、主だってまだ事業別予算ということで通してありますので、私も予算という名前を使わせていただきます。下水道事業は、市民の生活に根差した大変な関心事ですが、その話題は他の地域との普及の比較とか、においやユスリカの問題、そういったばかりのもので財政と事業との整合性まで話題が及びません。市民へのそういった面での説明不足によるものと考えます。市民への説明責任を果たすためにも、よりわかりやすい予算書で、目、節、説明の部分をより細かくした事業別予算の導入が必要と考えます。

- (1) として、今まで市民に対する財政状況を示した施策の状況についてお伺いいたします。
- (2)、事業別予算への取り組みについて、当組合のお考えをお伺いいたします。

以上で、私の1回目の質問を終了いたします。

- ○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長、答弁。
- ○事務局長(吉田勝己君) 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、藤金地区における下水道整備についてでございますが、ご質問の場所につきましては若葉西口 土地区画整理地内の西側に位置する地域かと思われますが、当該地域におきましては平成3年度に埼玉県 知事による暫定逆線引きによりまして、市街化区域から市街化調整区域に編入された地域と認識しておる ところでございます。ご高承のとおり下水道整備につきましては、現在市街化区域を優先して行っている ところでありますので、当該地域の整備につきましては一定の条件がありますので、今後下水道整備に当 たっては鶴ヶ島市と協議をし、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、都市下水路の清掃やにおいの関係でございますが、都市下水路は主として市街地内の雨水排除を目的とし整備され、浸水被害を防いでおります。飯盛川、大谷川両都市下水路の管理につきましては市街地の雨水排除を目的とし、都市下水路の構造物の維持及び流下能力の確保が図られるよう、現場巡視や委託により草刈りと清掃等を実施しておるところでございます。においが気になるとのご質問ですが、現在の飯盛川、大谷川両都市下水路につきましては公共下水道が整備されていない区域からの家庭の雑排水が側溝を経て流入している状況でございます。この解決には、公共下水道の整備や両市が推進しております合併浄化槽の普及が必要であると考えております。清掃につきましては、管理委託で両都市下水路とも構造物の保護等を含め、全線の草刈りを年3回、清掃を年6回実施、自転車や大きなごみなどは発見した都度撤去するようにしております。

次に、ユスリカ対策でございますが、都市下水路が両市にまたがっているため、両市の依頼を受け現地調査を行い、ユスリカの発生状況を確認し、薬剤散布を行っている状況でございます。ユスリカの抜本的解決としては、先ほどのにおいの件と同様ユスリカが発生できない環境づくりが大切であり、両市におきましても広報等により合併浄化槽の普及など、水質保全の必要性を呼びかけており、当組合といたしましても公共下水道の整備を進めるとともに接続替えを推進しているところでございます。

なお、今年度のユスリカ対策につきましては4月及び5月の調査に基づき散布を実施しており、今後も 両市と協議を行い、実施してまいりたいと考えております。

次に、ユスリカに関するふたかけの関係でございますが、都市下水路の施行に当たりましては、現況の河川等を改修して実施する場合がほとんどでありまして、維持管理上開渠を原則としているのが実情でございます。ご質問の鶴ケ丘地域も同様に現況河川を改修したもので、道路等と交差する部分以外は開渠となっておりますので、現時点でのふたかけはかなりの金額を要しますので、考えておらない状況でございます。

次に、Q&Aのコーナーのようなものの設置が必要ではないかというご質問でございますが、現在当組合の市民との質疑応答につきましては、通常業務中の窓口、または電話での応対のほか、工事着手時における工事説明会、水洗便所改造相談所の開設時、あるいは構成市のテレホンガイドを介しての案内を行っているところでございます。しかしながら、当組合は現在のところホームページは未開設であり、今日の情報化社会においてインターネットにおけるホームページ開設の有効性ははかり知れない効果が得られるものと考えられますので、早急に取り組むべき課題と考えております。今後におきましては、行政の説明責任及び市民の利便性、下水道のPR等を考慮しながらホームページ開設並びにその掲載内容について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民に対する財政状況を示す施策でございますが、地方自治法第243条の3第1項及び当組合の 財政状況の公表に関する条例に基づき、毎年12月1日及び7月1日に財政状況の公表を掲示により行って おります。内容につきましては、通常予算及び補正予算の概要、歳入歳出予算の執行状況、財産、組合債 及び一時借入金の現在高、構成市及び受益者の負担の状況等でございます。 次に、事業別予算の取り組みについてでございますが、現在当組合の予算書については地方自治法第 216条及び地方自治法施行令第147条の規定により、自治省令で定める区分を基準として作成しております。 予算書の内容で申し上げますと、款3事業費については事業別予算に近い形の予算編成かと思われます。 今後におきましては、他団体等を参考に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(高沢良夫君) 2番、山中基充議員。
- ○2番(山中基充君) 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

まず、1番につきまして、それぞれご答弁いただきました。よく今まで何度となく質問され、何度となく話題になっていることなので、いつものような答弁というか、予想した答弁でありますけれども、さらに私はそういったものを聞かれたときに、まず1番に関して言えば合併浄化槽、浄化槽関係は鶴ヶ島市であれば生活環境課ですよと。隣の人のにおいが気になるのであれば、生活環境課へ行けば合併浄化槽のチェックはしてもらえますよと。また、目の前の水路、また側溝に関しては、これは同じ市でも道路建設課ですよと。余りにも土がたまったりして、もう排せつが難しいようであればやってもらえるし、自分でやった場合にはその泥は今度は生活環境課に言えば持っていっていただけますよと、そういった形でお答えをさせていただいているところでございます。またその地域、基本的には下水道というのは市街化区域にしか来ない、しかもこの地域は逆線引きになっているので、調整区域の中でも一番最後に回される場所であるというと、皆さん、東京から越してこられて、水洗もある、合併浄化槽を高いお金でつけて、それでまさかそんな一番最後に下水道が来る地域とは知らないで、そこで一様に驚かれるというのが現状でございます。

また、2番目の質問についても、都市下水路は水を流すためのものであって、家庭雑排水を流すものではないので、普通であれば自分の家の中でしみ込ませなくてはいけない。その時点でまた驚かれるわけでございますけれども、それを合併浄化槽にしたりすることによって許可して流させてもらっているというのが筋であって、それについて汚れた場合は、地元の住民が何とかお掃除をしていただきたいと、本当に役場のかわりになって頭を下げている状況でございます。ユスリカに関しましても、前回の一般質問で質問させていただいて、今の答弁でもかなりの金額があって、かなりだと相手には伝わらないので一般質問させていただいて、郡山市の例をとって、郡山市で言えば1メートルで大体8万円ぐらいかかったというようなこともありますよと。そうすると、具体的に、ここからここまで100メートルぐらいあるから、それだけでもずごいお金になるというのは理解してもらったりしております。それでもユスリカ対策を何とかしてほしいというのが切実な声であります。

私は、こんなふうに質問させていただいたのは、先ほど前向きな答弁いただきましたけれども、結局は下水道の窓口というのは、実は下水道でやればその下水道の工事予定とか、あとその処理場の様子とか、そういうのを載せて、余り見る人はいないのではないかなどという声もあったように伺いますけれども、そうではなくて、市民はまずそういったにおいがする、また下水を何とかしてほしい、さまざまなそういう自分の身の回りの排水関係はすぐ基本的に下水に結びつけるわけです。まずはそれが生活環境課であったり、鶴ヶ島市の生活環境課であったり、道路建設課であったりする発想は最初に持てない。そうしますと、下水道の立場というのは、そういったもののいわゆるトータルとよく言われますけれども、その窓口

の役割も果たしているということでございます。そういうことによって、この企業のホームページのようなものを組合としても立ち上げていただいて、その中でしっかりと今みたいな細かい形で構成市のこの部分に聞いてくださいと、この細かい部分はこっちに言ってくださいと。下水道組合のホームページを訪ねれば、次はこっちへ行けばいいのかというのがわかるような市民の窓口たるべきものにしっかりとしていただきたいと。取り組まれていくような前向きな答弁いただきましたので、こちらに関しましては要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、事業別予算書について。事業別予算書の全容というものがなかなか理解できないものでございまして、きょうは私は沼南町という千葉県の柏市の近くの町の予算、いわゆる事業別会計の予算書を持ってまいりました。そして平成14年度の当組合の会計予算書と見比べてみますと、基本的に今のように地方自治法の規定がございますので、款、項、目、節まではいじれないと。そしていわゆる説明の部分、一つつを細かく出して、説明の部分で出している金額を合計すると、いわゆるその節とか目とかに出てくる金額と一致するという内容となっております。

さまざまな分野で、一つ一つの事業について細かくその出と入りがわかるということは、逆を言うと、その一つ一つの事業について正しく、本当にこれは必要なのかとか、これだけのお金を使って、適正なのかという判断を市民に最初から提案すると。我々がふだん予算のときに伺うことも、このお金は一体どういうふうな構成になっているのかと、そこから始まってしまって、その効果とか、その後の環境面での配慮とか、そういったことは2番目、3番目の質問になってしまうということになっております。そういった面でも事業評価という面でも、また構成市の市民にわかりやすいという面でもかなり有益なものでありますので、その取り組みについて再びお伺いするとともに、えてしてこれは行政にとっては今までただ補助金という形でひとくくりだったのが、それを一つ一つ事業別に分けて掲載しなくてはいけない、かなり労力の要るものであるとも伺っております。そういった労力を惜しまずに取り組まれることを期待するものですけれども、それについての答弁をよろしくお願いいたします。

- ○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長。
- ○事務局長(吉田勝己君) お答え申し上げます。

事業別予算の取り組みについてでございますが、現在当組合の予算管理及び金銭会計システムは坂戸市のシステムを使用し、運営管理をしている状態でございます。事業別予算を当組合独自で行うには、システム開発等の費用を考えますと、現状では大変厳しい状況でありますので、今後の坂戸市及び他の一部事務組合の動向等を見て検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(高沢良夫君) 2番、山中基充議員。
- ○2番(山中基充君) 2番、山中基充でございます。

再々質問、一点だけ。その事業別予算について述べさせていただきます。今、その効果はお認めというか、効果については前向きな答弁をいただいたと認識しております。ただその実行に関しましては、会計システムの関係があって構成市等の、特にこちらに関しては坂戸市の動向にも左右されるというご答弁でございました。今までも私は要は市民から見やすいということで公営企業法にのっとったバランスシートの導入、またさまざまな提案をさせていただいたわけでございます。その中でも今回の事業別会計に関し

ましては、ふだん予算を決めるときにも実はこの予算書には示されませんけれども、多分各担当課では事業別会計と、その出と入り、その補助金の種類まで込めたものを提案して、市長または管理者の決裁をいただいているのではないでしょうか。そういったものを表に出すということでありまして、システムの件もありますけれども、そういったところをしっかりと前向きに取り組んでいただきたいということを、こちらは要望で終わらせていただきます。

- ○議長(高沢良夫君) 8番、松村和子議員。
- ○8番(松村和子君) 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、私の本議会における4問の一 般質問を行います。通告順に従いまして行いたいと思います。

この通告を出した6月16日には、平和憲法を無視して有事3法案を国会に提案したということで、代々木公園に6万人が結集して相次ぐ小泉内閣の悪法、いわゆる医療法案や個人の保護法案、いろんなものを含めた怒りが爆発しまして、国民の皆さん、全国的に大きな問題となっています。各地方議会でも有事法案反対の決議が吉見ではなされる、あるいは徹底審議もなされるというような中で、こうした問題がどんどん出てきますと、私たちの暮らし、いわゆる地方自治体の暮らしや福祉の予算というのが非常に厳しくなってくるということからも、大きな問題ではないかというふうに思います。

なお、あわせまして鈴木宗男議員も6月17日に東京地検特捜部では林業会社からのあっせん収賄容疑で既にもう逮捕、そして国会でも辞職勧告決議が行われました。このように、国会でも地方議会でもあらゆるところで多くの問題が吹き出しているというのが現実で、本当に国民の税金を使ってこうした政官癒着、あるいは汚職が行われるということは本当に大きな問題だと思います。私たち地方議会、この当下水道議会でも下水道組合も一人一人が本当に身を引き締めて、市民のために市民の生活に欠かせない今回の下水道事業の執行に当たる必要があるというふうに私は思いまして、以下の一般質問を行うわけでございます。

一つ目には、入札の状況と政治倫理について。(1)、入札のやり方と落札状況でございますけれども、この中には今まで最低制限価格やあるいは調査価格を設けてこなかったものの中で、非常に低価格で落札されたものがあります。そうした問題も含めまして、私はもうこの価格制度を設けるようにということで要求してまいりましたが、どのような話し合いで対応を今なされているのかということについて、一つは伺っておきたいというふうに思います。

2番目には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法施行に伴う対応ということでございます。この問題については、もう何回も質疑を行っておりますけれども、下請化の問題で本当に適正に工事が行われるかということを今価格切り下げの中で非常に心配しています。こうしたことに対する実際に書類の提示、指導はどのようになされているかということについて伺っておきたいと思います。

三つ目には、これも何回も質問しておりますが、この当組合の議員だけでなくて、両市に関係する例えば会社の社長やあるいは役員をやっていたけれども、奥さんとか親や兄弟に譲りまして、そして当選してこられる方も結構いますが、そういうことで一般の社員になっていますけれども、一定のウエートを持っている会社の役員、役員をしていなくても会社に勤めているという関係での状況と落札についてをお尋ねしておきたいと思います。

二つ目の大きな質問は、都市下水路についてでございます。この問題もただいま山中議員の方からも質疑がございましたが、私ども鶴ヶ島市の本会議におきましても、飯盛川や大谷川の管理やユスリカの問題

というのは絶えず一般質問が続けられまして、この問題は下水道議会だと、下水道議会でやれと、私も毎回やっておりますが、なかなかなぜらちが明かないのかということで、本日はもう一度提起をしているわけで、ぜひ具体的な答弁をお願いしたいというふうに思います。

二つ目には、(2) は清流を取り戻す対策と植樹について、この問題でも一般質問が出ております。当 鶴ヶ島市議会でも出ておりますので、ぜひ下水道議会での具体的な答弁をいただきたいと思って、もう一 度通告いたしました。

三つ目には、森戸、町屋、上新田地区の排水の対策についてです。これは多和目ですか、森戸か、あの辺の地域、大家地域におきまして一定の坂戸市での工事がなされてきていますけれども、何せ排水だけは上から下へということで流れてしまいます。そういう問題もありまして、排水対策については非常に市民の大きな悩みとなって、今後台風シーズンを迎えるに当たって非常に心配しているわけですが、両市で話し合いたいというようなご答弁は再三いただいております。どのようなふうに進んでいるのでしょうかということで伺っておきたいと思います。

三つ目には、公共下水道について伺います。公共下水道は年次計画を定めてあります。平成8年から平成14年の7年間におきまして、一程度の工事を本年で完了し、既に工事の来年度における建設大臣、あるいは県知事などの認可を受けて事業の拡大を図っている。予定は既に立ててあるというふうに思います。その予定と特に鶴ケ丘地域の工事の見通し、予定の中に入ったかどうかということについて伺っておきたいというふうに思います。

四つ目の質問です。これは毎回ご質問しておりますが、石井水処理センター工事に関する官制談合問題につきましては、いまだ住民訴訟が続いているというふうには思いますけれども、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の対応と損害賠償を求める件につきまして、どのように対応しているのかということでお尋ねしておきます。

以上が、第1回目の私の一般質問でございます。よろしくご答弁をお願いします。

- ○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長、答弁。
- ○事務局長(吉田勝己君) 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、入札のやり方でございますが、当組合では公平性、競争性、透明性の確保という観点から指名 競争入札と条件付き一般競争入札の2本立てで行っているところであります。

なお、平成14年度より建設工事において設計額が1,500万円以上の入札に際しまして、最低制限価格を 設定するとともに事前に公表することとしたところでございます。

次に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法施行の対応の関係でありますが、この法律は 国特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて入札、契約の適正化の促進により公共工事に対する国 民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として施行されたものであります。この法律の趣旨に従いま して、当組合におきましても施行体制の適正化を促進するため、建設業法や当組合建設工事請負契約約款 で義務づけられていた項目について、さらに強化するよう努力しているところでございます。

次に、両市の議員さんの関係する会社の入札状況についてでございますが、今まで議員さんの兼業禁止 ということでのご答弁をしてまいりましたが、兼業の禁止規程に抵触していないという判断でございます。 次に、飯盛川、大谷川の管理とユスリカ対策についてでございますが、飯盛川、大谷川両都市下水路の 管理につきましては都市下水路の構造物の維持及び流下能力の確保を図れるよう、現場巡視や管理委託で草刈り、清掃等を実施しています。また、定期的にパトロールを行い、構造上の不良箇所があった場合につきましては補修工事等を実施して対応しているところであり、雨水排除に支障が出ないよう管理をしていく考えでございます。管理委託については、両都市下水路とも構造物の保護等を含め、草刈りを年3回、清掃を年6回実施しており、大谷川につきましては桜の木の害虫駆除を坂戸市に依頼し、同時に行っているところでございます。

なお、飯盛川都市下水路の未舗装部分の管理用地につきましては、本年度から防じん対策及び維持管理 面からも舗装を計画的に実施し、安全を保てるよう進めてまいります。

次に、ユスリカ対策でございますが、両市と協議を行い、下水路の現地調査を行い、ユスリカの発生状況を確認して薬剤散布を行っている状況でございます。ユスリカの抜本的解決としましては、先ほども山中議員さんのご質問にお答え申し上げましたが、ユスリカが発生できない環境づくりが大切であり、両市におきましても広報等により合併浄化槽の普及など水質の保全の必要性を呼びかけており、当組合といたしましても公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内においては公共下水道の接続を推進しているところでございます。

次に、清流を取り戻す対策と植樹についてでございますが、都市下水路につきましては、下水道法に基づきまして主として市街地における雨水の排除を目的とし、浸水を防止する都市施設であります。基本的には国の補助基準により開渠を原則として、積ブロックにより施行しているところでございます。また、飯盛川、大谷川両都市下水路につきましては公共下水道の普及に伴い、水質は以前に比べよくなってきているところであり、最近ではカルガモ等の野鳥が飛来し、場合によっては繁殖をしている状況であります。都市下水路内も長い歳月により自然化が進んできていると思われます。

また、植樹でございますが、植樹するためにはそれなりの用地確保が必要になるため、現状の計画では 困難であると考えます。

次に、森戸、町屋、上新田地区の排水対策についてでございますが、ご質問の当該地区につきましては 現在雨水対策の計画はございません。したがいまして、現時点では特に構成両市と打ち合わせ等の協議を 行っておりませんが、今後機会を見ながらこれらの問題につきまして構成両市と協議しながら考えていき たいと考えております。

次に、公共下水道認可区域の拡大予定と鶴ケ丘地域の工事見通しについてでございますが、現在の事業認可期間は平成15年3月31日でありまして、このことから昨年度から事業認可拡大に向け構成両市等関係機関と協議をし、現在事業認可を取得すべく県と協議中であります。県では、上位計画である荒川流域別下水道総合計画の見直しを国へ申請中であり、これが決定次第、事業認可の手続が可能になるとのことであります。当組合としましては、これらを待って事業認可の変更申請を行う予定であります。

面整備区域確定につきましては、構成市からの要望等を受け、鶴ヶ島市については鶴ヶ丘区域、これは鶴ヶ丘、上広谷、太田ケ谷の一部でございまして、約84ヘクタール、星和若葉台住宅、藤金地域ですが、約11ヘクタール、また坂戸市については関間地域、関間二、三丁目の全部、一丁目、四丁目の一部の約27~クール、合計122ヘクタールの拡大の予定でございます。

次に、鶴ケ丘地域の工事見通しについてでございますが、事業認可の変更承認後の平成15年度から順次

着手してまいりたいと考えております。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の公判の状況でございますが、去る3月27日に28回目の公判がさいたま地方裁判所で行われました。職員に傍聴させたところ、判決が行われ、結果は、訴えに対して却下するとのことでありました。なお、判決の内容については把握しておりません。いずれにしましても、他団体の訴訟状況を見ますと、東京高等裁判所に控訴するケースが多いようでありますので、今後も当組合として注視していきたいと考えております。

なお、当組合として損害賠償を求めることにつきましては、今までも申し上げておりますとおり、住民が当組合にかわって代理請求訴訟をしておりますので、今後の動向を見守っていきたいと考えております。 以上でございます。

- ○議長(高沢良夫君) 8番、松村和子議員。
- ○8番(松村和子君) 8番、松村和子。再質問を行います。

まず、第1番目の入札の問題でございますけれども、今回は最低制限価格を設けたということで一歩前進ということだと思います。ただ、今までに既に50%、あるいは70%ぐらいで入札したというものも工事は以前ピックアップしましたけれども、あると思うのです。それについて本当に手抜きがないのかとか、あるいはきちっと履行されてきているのかということも大きな私たちの関心でございますので、その点についてご答弁をお願いしたいという、工事別にお願いしたいと思います。

また、今回川越市の談合に基づく20社の指名停止が坂戸、鶴ヶ島両市ともたしか3カ月ということで、20社新聞にも載っておりますけれども、この業者に対して当組合でも当然指名停止というふうになっているのが通例だというふうには思いますが、その点はどのように対応しているのかということについてお尋ねしておきたいというふうに思います。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進なのですが、このことについて下請、孫請など全部提出させると。それをやらない場合にはチェックを入れるということで問題が残るわけですけれども、この問題については書類を提出させてチェックしていると思いますけれども、本来であれば、トンネル会社などが二請け、三請けをやるということは問題なので、そういう指導まではやっているのかどうかということ。それから事業所のチェックなどもやられているのかということを一つお尋ねしておきたいというふうに思います。

3番目の問題なのですけれども、確かに議員の兼業禁止に当たっていれば、法律違反で即これはだめ、これは当たり前のことなのです。そうではなくて、今市民的に問題になっているのが、やはりそれに類推する今まで法で定めた範囲の中で原因責任といって、それなりの力を持っていて入札する人が関係しているという場合も、これは法律で既に問題があるという指摘も受けているわけです。ですから、両市の議員、特に申し上げるのも申し上げにくいですけれども、坂戸市の議員の中では結構今までこの当組合で2人ぐらい、今外に出ましたけれども、あと調べてみましたら、相変わらず決算など見ましても議員が関係している、例えば奥さんが社長とか、息子さんが社長とか、そういう方でも入札なさっているのです。これはやっぱり幾ら広域的なここにいないからといっていいというものではなくて、どうしてもそういう問題というのは市民的に見ればよくない問題で、こういうことを残しておくというのは私は問題だと思いますので、しかも入札するだけでなく落札を毎年やっているのです。その点についても精査をしてもらいたいと

いうふうに思いますので、質問をしております。よろしくご答弁お願いします。

二つ目の飯盛川と大谷川の管理の問題なのですが、この点についてはもう長い間懸案事項で、私がこの議会に来る前からユスリカ対策というのは非常な懸案となっていながら、長い間このまま放置ということはありませんけれども、年6回の清掃や4回の薬剤散布ということできているのですけれども、やっぱりこの各地に視察に行ったりしているわけですから、たしか九州の方では本当にきれいな水が流れているというところもあると聞いていますけれども、いずれにいたしましても前にも申し上げましたようにEM菌などを使った本当にこの川の浄化、これっきりないのです。鶴ヶ島、飯盛川と大谷川。本当に下水道組合が管理しているその2本きりないのですから、そこをやっぱり清流を取り戻して憩いの場所にしたいという市民要求というのはすごく強いのです。坂戸市も同じだと思うので、きれいな水が流れるようにするにはやっぱりどうしたらいいか、もうちょっと予算をかけてでも対策はとれないものだろうかと。今回はそういった検討、やっぱりいろんなところを見に行くのにそういったものも私も見ているのではないかなと思うのですが、そういう点について対策なんかの転換ができないかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

また、植樹については、いわゆる水を吐くための都市下水路なのだからできないのだと言いますけれども、そういう問題ではないと思うのです。私も各地を見て歩いていますけれども、桜の花なんかも決して上に立っているのかと思うとそうではないのです。横に向けて、川に向けて横から生えているというケースも随分見受けられるのですけれども、桜でなくても結構です。根を張って、護岸を強化して、そして川がそういうきれいなものになればみんな喜んでくれると思うのです。幅も確かに40センチぐらいきりないところもあります。県道の407の坂戸、鶴ヶ島境も確かに幅は狭いですけれども、やっぱりあそこの騒音もうるさいですし、もうちょっと植樹をして環境を保つ必要があるのではないかと。また、公害に強いものを植えていくということも懸案事項になっていると。みんな枯れてしまうのです。そういうことも含めまして、環境面での対策は土地がないからではなくて、今ある土地をどういうふうに利用していくかということも考えながら、少しは耐え得る樹木というのもあると思うので、努力をしてもらいたいと思うのです。これは下水道組合だけではなくて、両市と話し合った上でぜひやってもらいたいというふうに思います。

また、森戸、町屋、上新田地区の排水問題なのですが、夏になると非常に心配なのです。すごい排水が深刻で、これは一般質問で私だけではなくて向こうの鶴ヶ島市議会でも大変強力な一般質問が毎回なされていて、水害がいまだに出るところがあるのかなと言われるほどなのですけれども、とにかくこの問題は深刻です。ぜひ水害が出ない両市の対策を下水道組合で調停をとっていただいて、これは排水路になりますので、ぜひ検討いただきたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

公共下水道につきましては、順次計画的にやっていると思うのですが、ちょっとおくれているのではないかなと思うのです、公共下水道の事業計画が。県で協議中なのですけれども、まだ半年はあるわけですけれども、順調に進むのかなという心配を今私は持ったのですが、その点だけ質疑をしておきたいと思います。今度の計画で今現在の全体区域がほぼ完了するのではないかなとは思うのですが、今の市街化区域の何%ぐらいに当たるのかということを見込んでいるのかということをお尋ねしておきたいと思います。

最後に、石井水処理センター工事に関する官制談合もいよいよ判決が出て、当面は控訴しない限り却下

ということになったということは非常に残念だと思うのです。明電舎における談合問題というのはほぼもう七、八年私この一般質問続けているわけですけれども、電気設備工事が39%、3億3,600万円の引き上げということで非常なるこの住民の税金を使っての談合ということで、既に摘発されて、逮捕までされているこの事件が却下ということは、こうした時代の流れの中で風化したのかどうか。これは風化していく問題ではないというふうに思うのですけれども、この点も含めて当組合では賠償を求めることもしないのだということなのですが、やっぱりこういうことになりますと、また同じ事件が起きるのではないかというふうに思いますので、そうしたこういう大枠発注ですか、今度も国土交通省ですか、やりますけれども、そういうものを通じて契約ではなくて、入札ではなくて随意契約みたいなことが行われていってしまったりするわけです。そういうことのないように、しっかり管理をしてもらいたいし、こういう発注契約から大幅な変更をしていかないという決意が必要だと思いますので、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長、答弁。
- ○事務局長(吉田勝己君) お答え申し上げます。

最初に、低価格で入札した契約者の関係でございますが、契約内容に適した履行がされるよう工事現場の監理監督、そして検査を行っておるところでございます。特に組合の工事におきましては、地下といいますか、地中での工事が大部分でございます。工事写真や監督員の記憶により確認して、厳正な検査をしているところでございます。

次に、談合関係における指名停止の対応でございますが、4月26日から3カ月間の指名停止の措置を講じたところでございます。

次に、適正化の促進に関する法律の内容でございますが、公共工事につきましては一括下請負、いわゆる丸投げが今まで原則禁止だったものが、全面的に禁止にされました。また公共工事の受注者、これは特定建設業者につきましては下請代金の総額が3,000万円以上の場合は施工体制台帳を作成して、その写しを発注者に提出することが義務づけられたわけでございます。さらに現場代理人、主任技術者、監理技術者等の適正な配置が義務づけられたものでございます。

次に、入札の関係でございますが、今までもご答弁を申し上げておりますが、議員の兼業禁止につきましては、指名参加願に添付されております定款等で役員等に入っているかどうかにつきまして、一定の事項につきまして調査、確認をしておりますので、兼業の禁止規程に抵触していないという判断でございます。

次に、植樹の関係でございますが、大字鶴ケ丘地内の都市下水路の一部においては、ガードレールとネットフェンスの間に個人が花壇等を植えている箇所が見受けられます。そういう箇所もあるのですが、他の区間といいますと、場所におきましては、3メートルの管理道路の中に植樹をするところにつきましては非常に困難と考えられます。

次に、事業認可の関係でございますが、総体で111ヘクタールを整備した場合には、約80%強の整備率 になる予定でございます。

以上でございます。

- ○議長(高沢良夫君) 8番、松村和子議員。
- ○8番(松村和子君) 8番、松村和子。再々質問を行います。

今ご答弁いただいた中に幾つか抜けていますけれども、それはともかくといたしまして、入札の状況と倫理条例の問題については毎回やってきているのですが、やっと公共事業の入札の適正化について、ある程度本腰を入れ出したというふうには見受けるのですが、この工事の本当にちゃんと提出しているのですか。ちゃんと提出されているのですか、各事業者に提出させているのですか。それが何か提出させることになっているけれども、何かあやふやな気分で今聞こえたのです。ちゃんと、きちっとそういうものを提出させる義務があるのに提出させていないのかどうか、ここは何か聞いていてもあいまいなので、あるならばちゃんと提示してもらいたいというふうに思ったのですけれども、やっぱりこういう問題についてはきちっとやっていかなくてはいけないのではないかというふうに思いますので、やっているのかどうか。

それから、いわゆる低価格の問題についても写真を撮ってもらったり、地中工事なのでというのはわかるのですけれども、ひどいときには、私もちょっと聞いた話なのですが、例えば川の中の工事とかいろんな工事をやるわけですよね、いろんな土木工事でも。これもそうですが、地中の工事なのですが、例えばこれを入れなければならないというときでも、違うところは違うものを入れておいて、写真を撮るときだけちゃんとしたものをやるとか、工事もちゃんとやるとか、そういうことを変な話ですけれども、結構やっているようなのです。私もこの議員になる前はいろんな一般会社に勤めておりまして、そういう話を聞かれますので、抜き打ち検査とか、そういうのが普通の発注工事でしたらそこまでやらなくてもいいのですが、抜き打ち検査とかいろいろやらないで、後になってあそこが問題になってしまって、変な話ですけれども、陥没しただのいろんな問題が起きてしまってはまずいなという心配を今しているわけなのです。そういうことも含めまして、最低制限価格設けていなかったということもありますので、ぜひ強力なチェックをお願いしたいというふうに思いますので、答弁をお願いします。

また、両市の議員の関係する会社の問題については、何回質問してもこういう答弁が返ってくるのですが、この議会にいらっしゃらなくなりましたけれども、もうそれを社長をおりて奥さんになるとか、もうはっきりしているのです。やっぱりはっきりしている人が落札までしていくという、3名ほど決算で見まして、みんなわかっていることなので、そういう常識的な問題は遠慮していただくというようなことをやっていく必要があるのではないですか。確かに、もろに兼業禁止には違反していないけれども、そういう点はチェックする必要があるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、都市下水路につきましても、鶴ケ丘だけではないです。ネットフェンスの間があいていて、いろんな花が植えられているケースは各地に見られまして、脚折の地域でも結構植えてあります。住民の人が自分の目の前に何かをやろうかとかといって植えられるスペースは花や何かあります。でもそこは下水道の管理地です。これはある程度あいていれば、フェンスがあるから幅がないので、いろいろのりの部分か考えて、いろんな対応を考えて検討していくという努力が両市でぜひ管理は下水道、しかしそれをどういうふうに利用するかは両市でやっぱり検討してやっていくということも大事なので、ぜひユスリカ対策とあわせまして、やっぱり根本的な前進が見られるように、広域行政だから非常に通りが悪いのですよ、私具体的に質問していても。もうこの一般質問が終わればもういいやという考えではなくて、やっぱりその継続的な行動をぜひ起こしてもらいたいというふうに思いますので、ぜひご答弁をよろしくお願いしたい

と思います。

また、排水対策についても、非常にことしの夏の洪水があって、両市の排水問題でいろんな問題が起きないように、ぜひよろしくお願いしたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

以上です。

- ○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長。
- ○事務局長(吉田勝己君) お答え申し上げます。

低価格で入札した業者の関係でございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、当組合の検査、特に完成検査につきましては、工事検査規則に基づき、仕様書及び設計書の内容が現地で完成しているか厳 正に確認をしておるところでございます。

続きまして、順序は逆になると思いますが、町屋地域の排水等の関係でございますが、これにつきましては鶴ヶ島市で一部調査、研究に着手したというふうに伺っておるところでございますので、その辺でご協議があればいろいろ考えていきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、ユスリカの関係でございますが、先ほどもご答弁を申し上げましたが、抜本的な解決をいたしますのは水質悪化のもとを改善しなければならないと考えております。しかしながら、被害の関係も出ておりますので、被害といいますか、影響を受けているところもございますので、今後も構成両市と種々協議を重ねて検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長(高沢良夫君) 以上をもって一般質問を終結いたします。

 $\Diamond$ 

#### ◎議長のあいさつ

○議長(高沢良夫君) 以上、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に早朝よりご出席をいただきまして、大変重要な案件を慎重審議をいただきまして、可決いただきましたことをまことにありがとうございます。下水道組合の事業につきましては、市民生活に密着した重要な事業であります。議員各位には今後とも高所大所により議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。うっとうしい梅雨の季節でございますが、どうか一層ご自愛の上、坂戸、鶴ヶ島両市のため、本組合のため、今後とも尽力されることをお願い申し上げまして、甚だ簡単ではありますが、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。



#### ◎管理者のあいさつ

○議長(高沢良夫君) 次に、管理者からごあいさつをお願いします。 伊利管理者。 ○**管理者(伊利 仁君)** 議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日、6月定例会におかれましては、それぞれ提案申し上げました案件につきまして慎重ご審議を賜り、いずれも原案可決というありがたいご決定を賜りました。厚く御礼を申し上げるところであります。

なお、審議の過程におきまして、あるいはまた一般質問を通しまして、それぞれ議員各位から貴重なる ご示唆、ご提言を賜りました。私ども議会の意を十分体しまして、今後事務事業の執行に当たりまして万 全を期してまいる所存でございますので、変わらざるご指導を賜りますようにお願い申し上げるところで あります。

なお、本議会におきまして副議長の選挙が行われたわけでありますけれども、吉岡修二議員には副議長 にご当選いただきまして、まことにおめでとうございます。今後私どもに対しましてのご指導をよろしく 重ねてお願い申し上げる次第でございます。

さて、本年もこの下水道組合の職員によりまして、処理水を使いましての蛍の養殖を引き続き実施をいたしました。長い年月をかけての養殖でございますけれども、おかげさまで2,000匹を超える蛍がふ化いたしまして、飛び交うことができたわけでありますが、6月7日と8日、蛍の鑑賞の夕べを実施をいたしましたところ、優艶に飛び交う蛍を約1,500名を超える方々がご鑑賞をいただきました。水質の浄化の大切さ、河川、湖沼等を守っていくためのこの本組合の使命の重要さ、こういったことにつきましても深いご理解をいただいたものと思っておるところでございます。今後もこのような形の中で市民の方々に、住民の方々に十分ご理解をいただけるような活動の一端として取り組んでまいりたい、このようにも考えておるところでございます。どうぞ議員各位におかれましても、よろしくご支援をお願い申し上げる次第でございます。

今議長さんからお話いただきましたように、まだ梅雨の最中でございます。降るときにはしっかり降っていただきませんと、水も資源でございますので困るわけでありますが、非常にこの不快指数の続く毎日でございます。議員各位におかれましては、それぞれご自愛をいただきまして、本組合の進展のためにご指導いただくとともに市民福祉の向上のためにますますご活躍賜りますことをご祈念いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

- 🔷 -

◎閉会の宣告

(午後 零時05分)

○議長(高沢良夫君) これをもって平成14年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、 閉会といたします。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年 月 日

| 議 |   |   | 長 | 高 | 沢 | 良 | 夫 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 署 | 名 | 議 | 員 | 藤 | 原 | 建 | 志 |
| 署 | 名 | 議 | 員 | 森 | 田 | 正 | 男 |